

お通夜の前日までに、お済ませ下さい

ご葬儀の形式や規模等により、不要なものもあります

1・死亡届の提出

- ・医師から受け取った死亡診断書（死体検案書）を役所に提出します。この提出により火葬（埋葬）許可証が交付されます。火葬（埋葬）許可証がないと火葬できません。**弊社にて提出代行（無料）を致しておりますが、ご自身での提出も可能です。**

* ご自身でお届け頂く場合のご注意

- ・提出先は届出人の現住所の役所、もしくはお亡くなりになられた方の本籍地の役所です。
- ・本籍地・現住所・戸籍筆頭者・世帯主をお調べのうえ役所に出向きますとスムーズに処理できます。
- ・本籍や戸籍筆頭者がよく判らない場合は、役所の営業時間に出しましょう。
- ・死亡届は時間外でも受け付けてくれますが、記入漏れがあるとできません。
- ・死亡届けは公文書ですので、省略のない書き方で記載します。
例：東京都杉並区和田1丁目1番1号はOKで、杉並区和田1-1-1はダメ。同上や〃もダメです。
- ・印鑑が必要です。例：三文判はOKで、シャチハタのようなゴム印はダメです。
- ・死亡診断書は役所に提出すると戻りませんので、コピーをとっておきましょう。

2・遺影写真の選択

- ・遺影写真は祭壇の中央にお飾りする写真です。一般的な仕上がりサイズは四つ切りで、B4より少し小さめです。

* 遺影写真の選び方（きれいにその人らしい写真を作るコツ）

- ・スナップ写真や集合写真からも作成できますが、できるだけ大きく写っている写真やピントの合っている写真、あるいはスタジオ等で撮った写真があれば、綺麗に仕上がります。
- ・昔は白黒の「いかにもご葬儀の写真」というのが多かったのですが、最近ではその人らしい雰囲気の写真や、綺麗なバックの写真はそのまま使ったりすることも多いようです。

3・副葬品の選択

- ・故人のお棺の中に入れてあげたい品物です。最後のお別れの時に入れる場合や、納棺の時に入れる場合もあります。

* 好きだった物・趣味の物・いつもの洋服・皆様からのお手紙・写真等々思い出の品を入れてあげることができます。

* 火葬炉で規定の燃えない物や、カーボン製品以外であれば、ほぼ大丈夫です。

* 高価な品を入れてしまったから後悔される場合も見受けられます。形見分けなどを配慮しご選定下さい。

4・ご供花のご依頼

- ・祭壇の左右に飾るお花です（籠花ともいいます）。友人や会社関係などから頂くお花もありますが、ご遺族やご親族のお花もあります。

* お出しするお名前を、間違いのないようにリストアップして、弊社にご連絡下さい。

* 昔は菊のお花が殆どでしたが、最近は洋花主体のお花も増えてきました。ご希望で、どちらでも用意できます。

5・お手伝いのご依頼

- ・受付など、お金を直接取り扱うお手伝いは葬儀社ではできません。

* 親族や友人、会社関係などの皆様をお願いします。規模によっては接待係や交通案内なども必要です。



葬祭総合サービス

東洋博善株式会社

〒166-0012 東京都杉並区和田 1-34-1

TEL:03-3381-3117 FAX:03-3380-3921

 フリーダイヤル 0120-140-747